

# 10月は 飼い主マナー向上推進月間です!



## 飼い主のみなさん“ふん置きっぱなし”大迷惑です

他人の家の前や空き地・道路・公園などで飼い犬が“ふん”をした場合は、放置しないで必ずお持ち帰りください。猫は専用のトイレを用意し、決まった場所でさせましょう。袋やスコップを持っている“だけ”では意味がありません。

## 犬は必ずつないで飼いましょう。散歩中もリードをつけて!

犬の放し飼いは県条例で禁止されています。咬みつき事故を起こしたり、迷子や交通事故にあう危険性も増えます。「うちは大丈夫」と思っている方、犬には人間に分からない本能があります。必ずつないで飼いましょう。



## 動物を捨てることは動物愛護法違反です!

飼い主は、生まれてくる仔犬や仔猫の将来にも責任を持たなければいけません。生まれてから困る前に、避妊や去勢をご検討ください。市では飼い犬・飼い猫の避妊去勢手術の補助を行っています。もし手術前に生まれてしまった場合は、責任をもって育てるか、飼ってくれる方を見つけてください。捨てる行為は犯罪です。



## 飼い犬、飼い猫には名札等を!

飼い犬・飼い猫が迷子になる前に、首輪に鑑札（犬の登録証）や狂犬病予防注射済票、名札をつけて、身元がわかるようにしてください。

またペットがいなくなったときは、市役所（環境課）・県動物指導センター・警察署（交番）へご連絡ください。



## — 田んぼ農家さんへのお願い —



### もみ殻などを燃やすときはご近所への配慮をお願いします

農業者が行うもみ殻や稲わらの焼却などは「野焼き行為」の例外にはなっていますが、燃やす場合は、燃やす量、風の強さ、風向きなどを気にかけてください。

あまりにひどい状態（あたり一帯に煙が蔓延している、通行上視界の妨げになっているなど）のときは、野焼き扱いとなりますのでご注意ください。

【お問合せ】 環境課 ☎63-1111 内線251～253 行方警察署 ☎0299-72-0110